広島県広島市中区鶴見町三番一号	九州支店	福岡県北九州市小倉北区東港二丁目三番一号	本社保安検査部	兵庫県加古郡播磨町新島八番地	液化石油ガス保安規則第七十八条第四項において準用する第七十七条第二項及び第四項の規定により保安を確保するため必要な設備の検査を行うこと。	全都道府県	令和七年四月二十一日
			東部保安検査センター	千葉県野田市吉春八百三十番地	一般高圧ガス保安規則第八十条第四項及び第九十九条において準用する同令第七十七条第二項及び第七項の規定により保安を確保するため必要な設備の検査を行うこと。		
			西部保安検査センター	兵庫県加古郡播磨町新島八番地	コンビナート等保安規則第三十五条第四項において準用する同令第三十四条第二項及び第七項の規定により保安を確保するため必要な設備の検査を行うこと。	栃木県、茨城県、千葉県、富山県、神奈川県、石川県、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県	
		川重ファシリテック株式会社	兵庫県加古郡播磨町新島八番地				

○経済産業省告示第百六号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第五号の規定に基づき、同号の業種を次の表のとおり指定する。

令和七年六月三十日

経済産業大臣　武藤　容治

番号	業種	指定期間
一	野菜作農業（きのこ類の栽培を含む。）（製造加工設備を有するもやし栽培農業、作業所内において工場的生産設備（最小限温度又は湿度調節装置及び育成管理室を有することが必要。以下同じ。）をもって生産及び卸売するきのこ栽培農業、並びに作業所内において工場的生産設備をもって生産及び卸売する苗床栽培方式のかいわれ大根栽培農業に限る。）	令和七年七月一日から令和七年九月三十日まで
二	工芸農作物農業（製造加工設備を有する茶作農業であって、荒茶及び仕上茶の製造を行っているものに限る。）	
三	養鶏業（人工ふ卵設備を有し、鶏卵の人工ふ化を行うものに限る。）	
四	素材生産業	
五	素材生産サービス業	
六	花こう岩・同類似岩石採石業	
七	石英粗面岩・同類似岩石採石業	
八	安山岩・同類似岩石採石業	
九	大理石採石業	
十	凝灰岩採石業	
十一	砂岩採石業	
十二	粘板岩採石業	
十三	砂・砂利・玉石採取業	
十四	その他の採石業、砂・砂利・玉石採取業	
十五	耐火粘土鉱業	
十六	ろう石鉱業	
十七	ドロマイト鉱業	
十八	長石鉱業	
十九	けい石鉱業	
二十	天然けい砂鉱業	